

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年11月19日提出
【計算期間】	第8期計算期間（自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日）
【ファンド名】	りそな・日本株オープン
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	商品業務部 青木 章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

親投資信託である「りそな・日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／株式に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信		特殊型
	内外	その他資産（ ） 資産複合		

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株						
中小型株						
債券	年 4 回	北米			その他 ()	ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
一般		欧州				
公債		アジア				
社債	年 6 回 (隔月)	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし		その他 ()
その他債券		中南米				
クレジット		アフリカ				
属性 ()	年 1 2 回 (毎月)	中近東 (中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産 (投資信託証券 (株式))						
資産複合 ()	日々					
資産配分固定型	その他					
資産配分変更型	()					

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

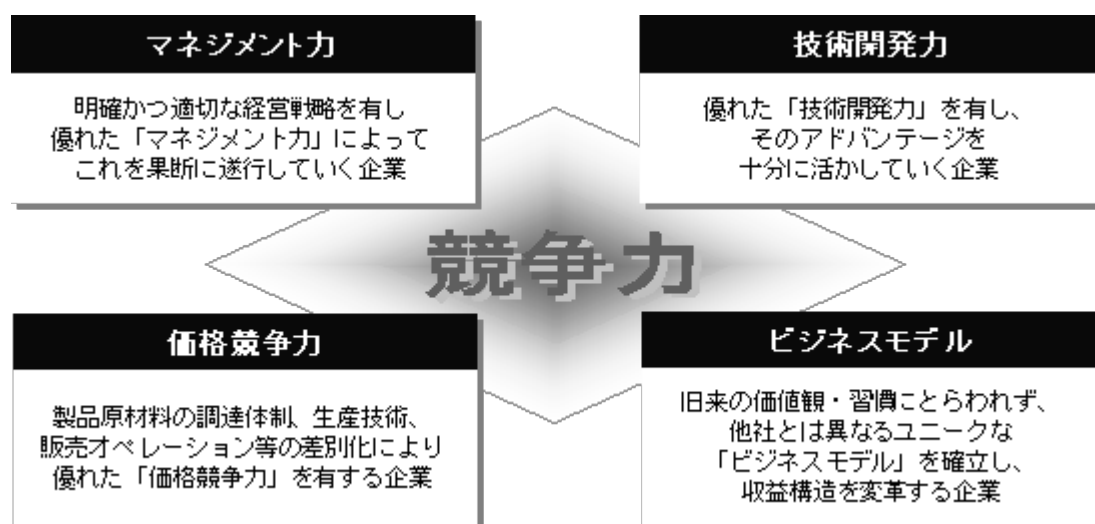
商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

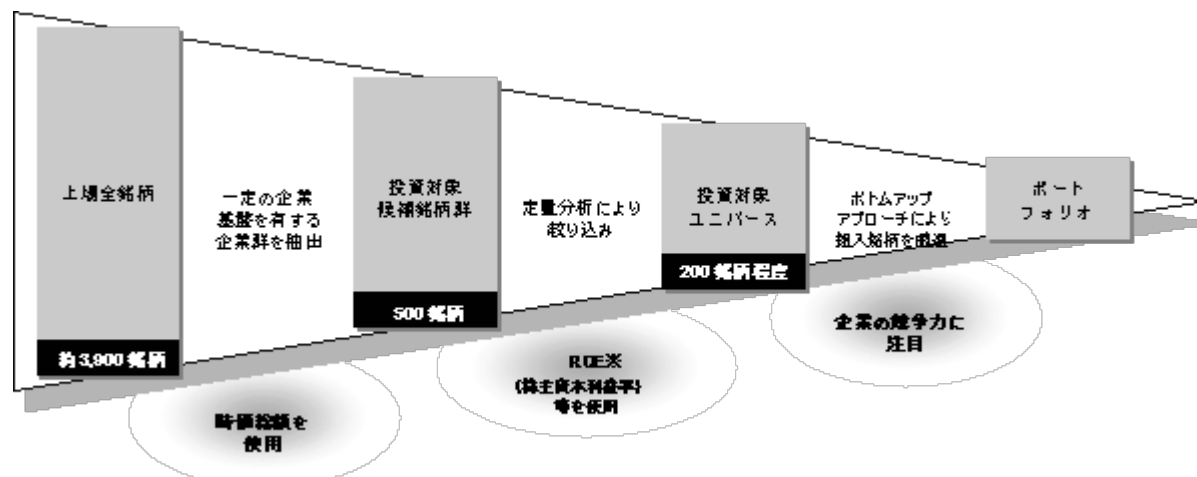
ファンドの特色

- 1) マザーファンドへの投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) 収益性、成長性、財務健全性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象銘柄を絞り込みます。
- 3) 企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に着目し、ボトムアップ・アプローチを用いて組入銘柄を厳選します。具体的には、以下のような企業に注目して組入銘柄を決定します。
- 4) 株式の実質組入比率は、原則として高位を保つこととします。



ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の分析に基づいて組入銘柄を決定する方法のことをいいます。

<< 銘柄選択のプロセス >>



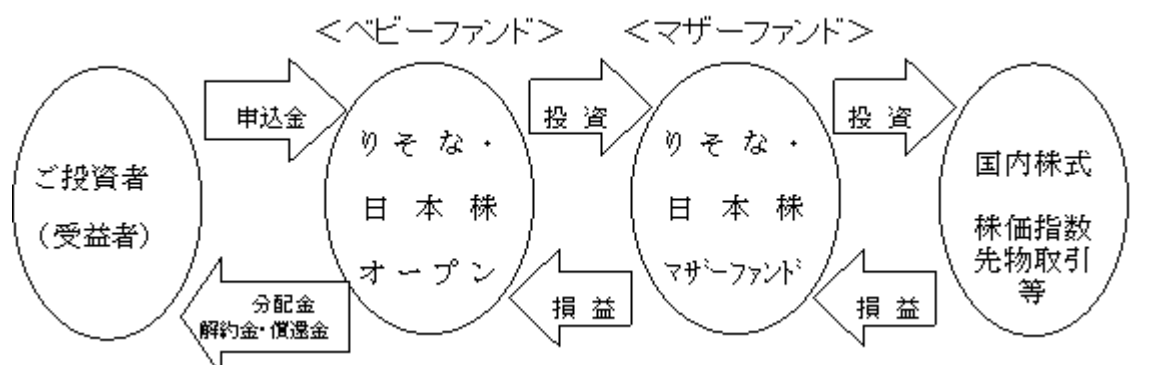
ROEとは、株主資本利益率（Return On Equity）のことをいいます。株主から事業運営を委託された経営者が、株主から預託された資本をいかに効率よく利用しているかを表す指標です。

(2)【ファンドの沿革】

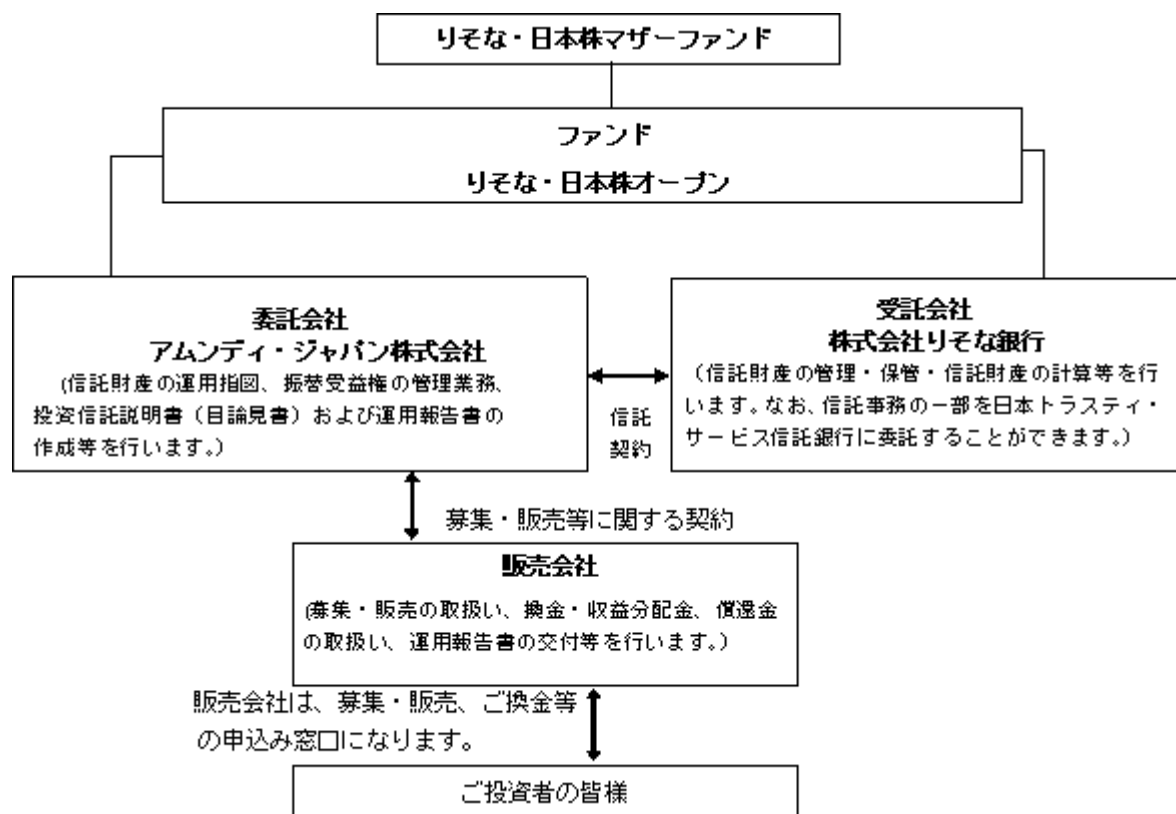
平成14年11月29日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

投資態度

- 1)主として「りそな・日本株マザーファンド」に投資します。

2)マザーファンドの主要投資対象は、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式であり、投資態度は、次の通りです。

- 1.強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2.わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式のうち、一定の企業基盤を有する銘柄群（時価総額上位500銘柄）の中から、収益性、成長性、財務健全性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象ユニバース（200銘柄程度）を作成します。定量分析に用いる基準として、株主から預託された資本を事業に投下して獲得したリターンを表す「ROE（株主資本利益率）」を重視します。
- 3.企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に着目し、他社に対する比較優位を将来にわたり維持していくことが見込まれる銘柄をボトムアップ・アプローチを用いて厳選し、株価水準も考慮して組入れます。具体的には、以下のような企業に注目して組入銘柄を決定します。
 - ・明確かつ適切な経営戦略を有し、優れた「マネジメント力」によってこれを果敢に遂行していく企業
 - ・他社の追随を許さない優れた「技術開発力」を有し、そのアドバンテージを十分に活かしていく企業
 - ・製品原材料の調達体制、生産技術、販売オペレーション等の差別化により、優れた「価格競争力」を有する企業
 - ・旧来の価値観・習慣にとらわれず、他社とは異なるユニークな「ビジネスモデル」を確立し、収益構造を変革する企業

3)株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

4)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

5)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用の形態

「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファンドは、「りそな・日本株マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2)【投資対象】

主な投資対象

「りそな・日本株マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5)金融先物取引のうち取引所金融先物取引等（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (6)約款第23条に定めるスワップ取引にかかる権利

ハ．金銭債権

二．約束手形

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株マザーファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第２条第１項第３号で定めるものをいいます。）
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

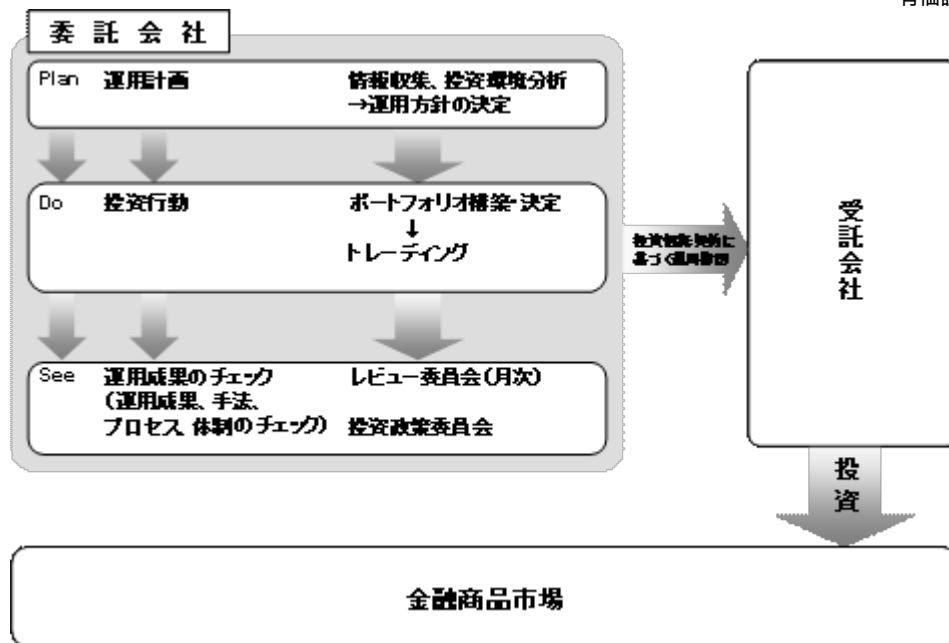
(3)【運用体制】

投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部、投資調査部、プロダクト別戦略会議（20名程度）
投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（5名程度）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益の分配

毎決算時（原則として毎年8月20日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行うことを基本とします。

1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた、経費控除後の配当等収益¹および売買益²等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行

います。

- 1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の監査報酬、ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指

図をしません。

- 2)前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（二）投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資することを指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

（ホ）同一銘柄の株式等への投資制限

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3)前記1)および2)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ヘ）同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2)前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ト）信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

（チ）先物取引等の運用指図

- 1) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（リ）スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4) 前記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（ヌ）有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する

公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（ル）有価証券の空売りの指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)前記1)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（ヲ）有価証券の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2)前記1)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)前記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（ワ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

（カ）資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用指図を行う、すべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

（参考）「りそな・日本株マザーファンド」の投資方針の概要

（1）運用方針

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

（2）投資態度

強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式のうち一定の企業基盤を有する銘柄群を対象として、収益性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象ユニバースを作成します。

企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に注目し、ボトムアップ・アプローチにより投資対象ユニバースの中から組入銘柄を厳選します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

（3）主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とします。

（4）主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

(2) その他の留意点

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

解約の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

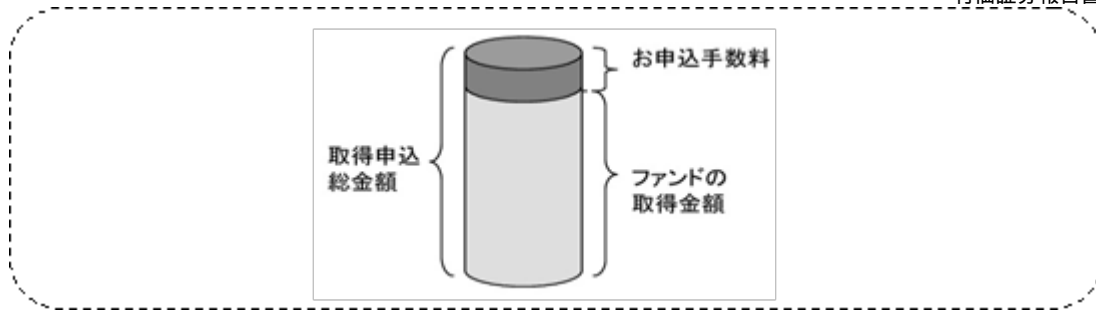
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）が上限となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、次のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額はありません。なお、ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいても信託財産留保額はありません。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

・信託報酬等の額

1)委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜き1.500%）を乗じて得た額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

委託会社	販売会社	受託会社
0.735%（税抜き0.700%）	0.735%（税抜き0.700%）	0.105%（税抜き0.100%）

2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3)信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から

支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり、（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を

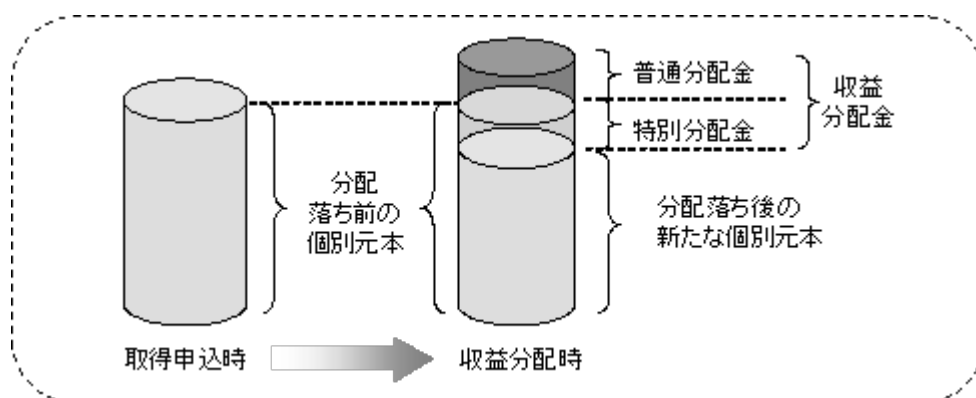
控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成22年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日本株マザーファンド受益証券	日本	1,365,042,975	99.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	11,207,558	0.81
合計（純資産総額）	-	1,376,250,533	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）りそな・日本株マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,763,759,000	98.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	29,303,171	1.63
合計（純資産総額）	-	1,793,062,171	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成22年9月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 （口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	りそな・日本株マザーファンド	1,359,739,990	0.9728	1,322,755,063	1.0039	1,365,042,975	99.19

* 全1銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

29	日本	株式	椿本チエイン	機械	120,000	310.00	37,200,000	343.00	41,160,000	2.30
30	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	30,000	1,283.00	38,490,000	1,330.00	39,900,000	2.23

* 上位30銘柄

* 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

（平成22年9月30日現在）

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	18.00
		銀行業	10.93
		卸売業	9.45
		輸送用機器	8.40
		化学	8.36
		情報・通信業	5.52
		食料品	5.47
		機械	4.46
		医薬品	3.62
		非鉄金属	2.84
		ゴム製品	2.73
		石油・石炭製品	2.70
		金属製品	2.70
		その他製品	2.67
		海運業	2.67
		陸運業	2.55
		証券、商品先物取引業	2.14
		建設業	1.95
		サービス業	1.22
		合計	98.37

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

25/113

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期計算期間（平成14年11月29日～平成15年8月20日）	100
第2期計算期間（平成15年8月21日～平成16年8月20日）	300
第3期計算期間（平成16年8月21日～平成17年8月22日）	500
第4期計算期間（平成17年8月23日～平成18年8月21日）	5,500
第5期計算期間（平成18年8月22日～平成19年8月20日）	0
第6期計算期間（平成19年8月21日～平成20年8月20日）	0
第7期計算期間（平成20年8月21日～平成21年8月20日）	0
第8期計算期間（平成21年8月21日～平成22年8月20日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（平成14年11月29日～平成15年8月20日）	11.48
第2期計算期間（平成15年8月21日～平成16年8月20日）	3.14
第3期計算期間（平成16年8月21日～平成17年8月22日）	15.95
第4期計算期間（平成17年8月23日～平成18年8月21日）	35.94
第5期計算期間（平成18年8月22日～平成19年8月20日）	6.37
第6期計算期間（平成19年8月21日～平成20年8月20日）	21.49
第7期計算期間（平成20年8月21日～平成21年8月20日）	28.11
第8期計算期間（平成21年8月21日～平成22年8月20日）	10.88

（注）収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成14年11月29日～平成15年8月20日）	4,166,250,722	2,175,750,054
第2期計算期間（平成15年8月21日～平成16年8月20日）	4,438,868,676	3,142,258,652
第3期計算期間（平成16年8月21日～平成17年8月22日）	2,155,564,577	2,466,762,277
第4期計算期間（平成17年8月23日～平成18年8月21日）	2,292,703,407	2,500,925,341
第5期計算期間（平成18年8月22日～平成19年8月20日）	2,950,241,451	2,293,652,973
第6期計算期間（平成19年8月21日～平成20年8月20日）	150,370,604	399,864,283
第7期計算期間（平成20年8月21日～平成21年8月20日）	20,011,209	295,316,131
第8期計算期間（平成21年8月21日～平成22年8月20日）	9,169,668	386,040,622

（注１）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注２）第１計算期間の設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

といひます。)を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

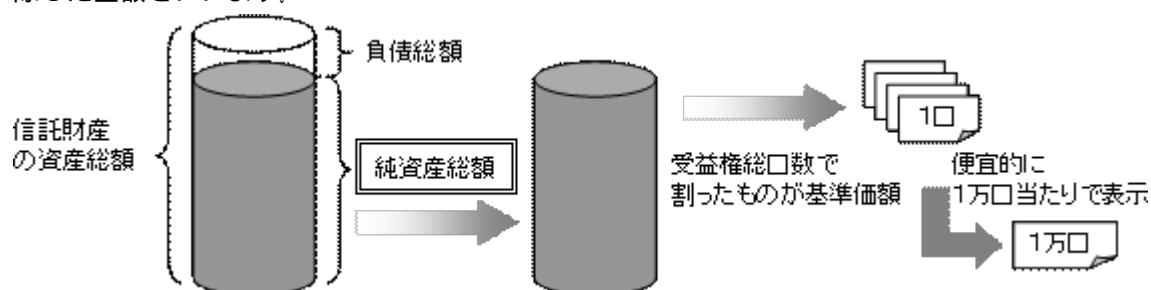
- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお手取額は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といひます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいひます。



基準価額の算出頻度、公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることによって知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄「アムンディ」にて「日本株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成24年8月20日までとします。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

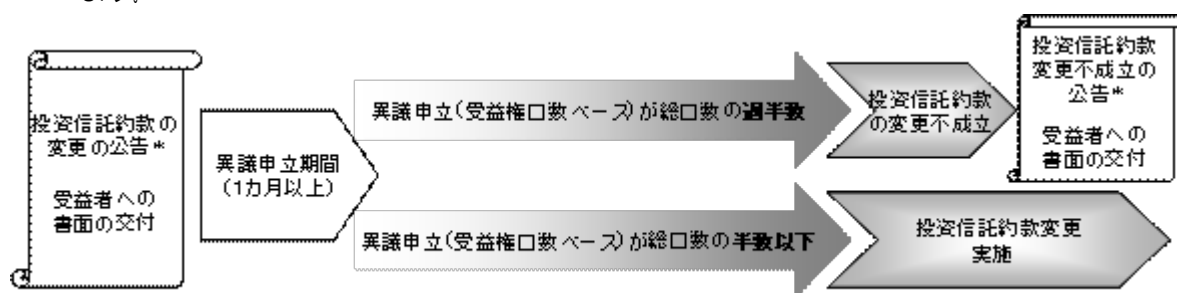
（ハ）（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（二）（八）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ホ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ハ）の規定にしたがいます。

（ヘ）（八）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の（イ）から（二）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B．やむを得ない事情が発生したとき
- C．信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が20億口を下回ることとなった場合

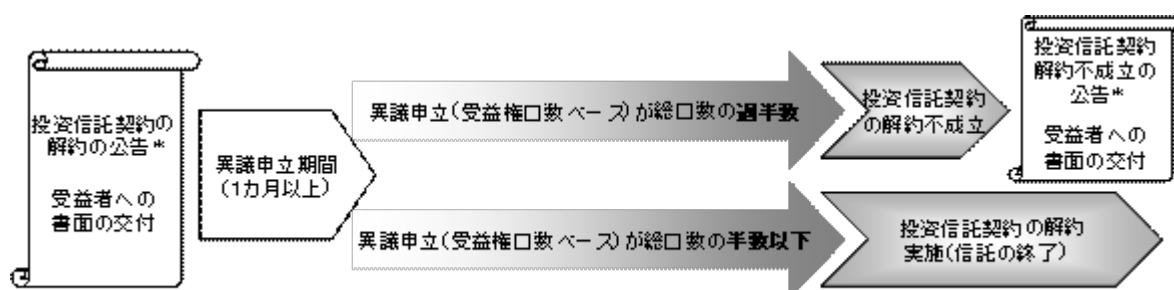
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

（ハ）委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

（イ）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ロ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヶ月経過後3ヶ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

（ハ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成20年8月21日から平成21年8月20日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間（平成21年8月21日から平成22年8月20日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成20年8月21日から平成21年8月20日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間（平成21年8月21日から平成22年8月20日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成20年8月21日から平成21年8月20日まで）及び第8期計算期間（平成21年8月21日から平成22年8月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

- (3) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

1【財務諸表】
りそな・日本株オープン
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 7 期 (平成21年 8 月20日現在)	第 8 期 (平成22年 8 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,526,829	20,267,425
親投資信託受益証券	1,718,433,262	1,338,771,142
未収利息	36	27
流動資産合計	1,744,960,127	1,359,038,594
資産合計	1,744,960,127	1,359,038,594
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	2,983,342
未払受託者報酬	814,559	798,711
未払委託者報酬	11,403,742	11,181,958
その他未払費用	40,671	609,547
流動負債合計	12,258,972	15,573,558
負債合計	12,258,972	15,573,558
純資産の部		
元本等		
元本	2,899,480,935	2,522,609,981
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,166,779,780	1,179,144,945
（分配準備積立金）	145,119,050	127,600,150
元本等合計	1,732,701,155	1,343,465,036
純資産合計	1,732,701,155	1,343,465,036
負債純資産合計	1,744,960,127	1,359,038,594

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 7 期 自 平成20年 8 月21日 至 平成21年 8 月20日	第 8 期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 8 月20日
営業収益		
受取利息	31,380	7,598
有価証券売買等損益	723,306,781	141,662,120
営業収益合計	723,275,401	141,654,522
営業費用		
受託者報酬	1,767,243	1,663,883
委託者報酬	24,741,256	23,294,310
その他費用	88,249	1,419,901
営業費用合計	26,596,748	26,378,094
営業損失（ ）	749,872,149	168,032,616
経常損失（ ）	749,872,149	168,032,616
当期純損失（ ）	749,872,149	168,032,616
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	76,946,104	4,156,877
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	535,719,734	1,166,779,780
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,059,227	155,357,743
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,059,227	155,357,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,193,228	3,847,169
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,193,228	3,847,169
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,166,779,780	1,179,144,945

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期 自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日	第8期 自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
1.運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基 準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの計算期間は平成20年8月 21日から平成21年8月20日までとなっ ております。	当ファンドの計算期間は平成21年8月 21日から平成22年8月20日までとなっ ております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 (平成21年8月20日現在)	第8期 (平成22年8月20日現在)
1.計算期間の末日における受益権の総数 2,899,480,935口	1.計算期間の末日における受益権の総数 2,522,609,981口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 1,166,779,780円	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 1,179,144,945円
3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5976円 (10,000口当たり純資産額 5,976円)	3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5326円 (10,000口当たり純資産額 5,326円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日	第8期 自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第7期	第8期
項 目	自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日	自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
1. 金融商品に対する取 組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資信 託であり、その取扱いについては、信託約款 の定めに従うとともに、有価証券等の金融 商品に対して、投資として運用することを 目的としております。
2. 金融商品の内容及び その金融商品に係る リスク	-	(1) 金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記 載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存 在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク

3. 金融商品に関するリスク管理体制	-	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 市場リスクの管理 価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第7期	第8期
項 目	自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日	自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	-	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法	-	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
-----------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第7期（自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第7期 自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日		第8期 自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日	
期首元本額	3,174,785,857円	期首元本額	2,899,480,935円
期中追加設定元本額	20,011,209円	期中追加設定元本額	9,169,668円
期中一部解約元本額	295,316,131円	期中一部解約元本額	386,040,622円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第7期 自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	1,718,433,262	649,114,755

合 計	1,718,433,262	649,114,755
-----	---------------	-------------

	第8期 自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	138,583,732
合 計	138,583,732

3. デリバティブ取引関係

第7期（自 平成20年8月21日 至 平成21年8月20日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年8月20日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	りそな・日本株マザーファンド	1,376,203,888	1,338,771,142	
小 計	銘柄数：1		1,338,771,142	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合 計			1,338,771,142	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

りそな・日本株マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成22年8月20日現在)
科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,037,003
株式	1,749,855,000
未収配当金	480,000
未収利息	47
流動資産合計	1,785,372,050
資産合計	1,785,372,050
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	1,835,386,188
剰余金	
欠損金	50,014,138
純資産合計	1,785,372,050
負債・純資産合計	1,785,372,050

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成21年8月21日 至 平成22年8月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年8月20日現在)	
1. 期首	平成21年8月21日
期首元本額	2,262,155,579円
期首より平成22年8月20日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成22年8月20日までの期中一部解約元本額	426,769,391円
期末元本額	1,835,386,188円
期末元本額の内訳	
りそな・日本株オープン	1,376,203,888円
アムンディ・りそな収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	459,182,300円
2. 元本の欠損の額	50,014,138円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9728円
（10,000口当たり純資産額	9,728円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年8月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	大東建託	10,000	5,020.00	50,200,000	
	森永乳業	160,000	355.00	56,800,000	
	東洋水産	30,000	1,732.00	51,960,000	
	J S R	30,000	1,318.00	39,540,000	
	日本ゼオン	90,000	572.00	51,480,000	
	ツムラ	25,000	2,614.00	65,350,000	
	J Xホールディングス	100,000	460.00	46,000,000	
	住友ゴム工業	60,000	833.00	49,980,000	
	住友電気工業	50,000	946.00	47,300,000	
	日本発條	30,000	726.00	21,780,000	
	小松製作所	28,000	1,790.00	50,120,000	
	椿本チエイン	120,000	310.00	37,200,000	
	イビデン	16,000	2,219.00	35,504,000	
	日立製作所	130,000	358.00	46,540,000	
	三菱電機	65,000	706.00	45,890,000	
	日本電産	4,000	7,710.00	30,840,000	
	T D K	10,000	4,590.00	45,900,000	
	スタンレー電気	30,000	1,283.00	38,490,000	
	ファナック	5,000	9,360.00	46,800,000	
	東京エレクトロン	8,000	4,370.00	34,960,000	
	日野自動車	110,000	381.00	41,910,000	
	ケーヒン	30,000	1,583.00	47,490,000	
	アイシン精機	21,000	2,305.00	48,405,000	
	リンテック	26,000	1,709.00	44,434,000	
	山九	140,000	335.00	46,900,000	
	日本郵船	140,000	345.00	48,300,000	
	日本電信電話	14,000	3,650.00	51,100,000	
	K D D I	120	419,000.00	50,280,000	
	伊藤忠商事	70,000	685.00	47,950,000	
	日立ハイテクノロジーズ	22,000	1,469.00	32,318,000	
	住友商事	62,000	1,017.00	63,054,000	
	ヤマダ電機	7,000	5,130.00	35,910,000	

	三井住友フィナンシャルグループ	25,000	2,613.00	65,325,000	
	千葉銀行	100,000	485.00	48,500,000	
	住友信託銀行	90,000	460.00	41,400,000	
	みずほフィナンシャルグループ	400,000	135.00	54,000,000	
	野村ホールディングス	95,000	501.00	47,595,000	
	ユー・エス・エス	7,000	6,050.00	42,350,000	
小計	銘柄数：38			1,749,855,000	
	組入時価比率：98.0%			100%	
合計				1,749,855,000	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年9月30日現在

資産総額	1,378,750,383円
負債総額	2,499,850円
純資産総額（ - ）	1,376,250,533円
発行済数量	2,509,548,882口
1万口当り純資産額（ / ）	5,484円

（参考）りそな・日本株マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成22年9月30日現在

資産総額	1,794,362,171円
負債総額	1,300,000円
純資産総額（ - ）	1,793,062,171円
発行済数量	1,786,065,497口
1万口当り純資産額（ / ）	10,039円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

本書提出日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株
過去5年間に於ける資本の額の増減はありません。	

(2) 委託会社の概況

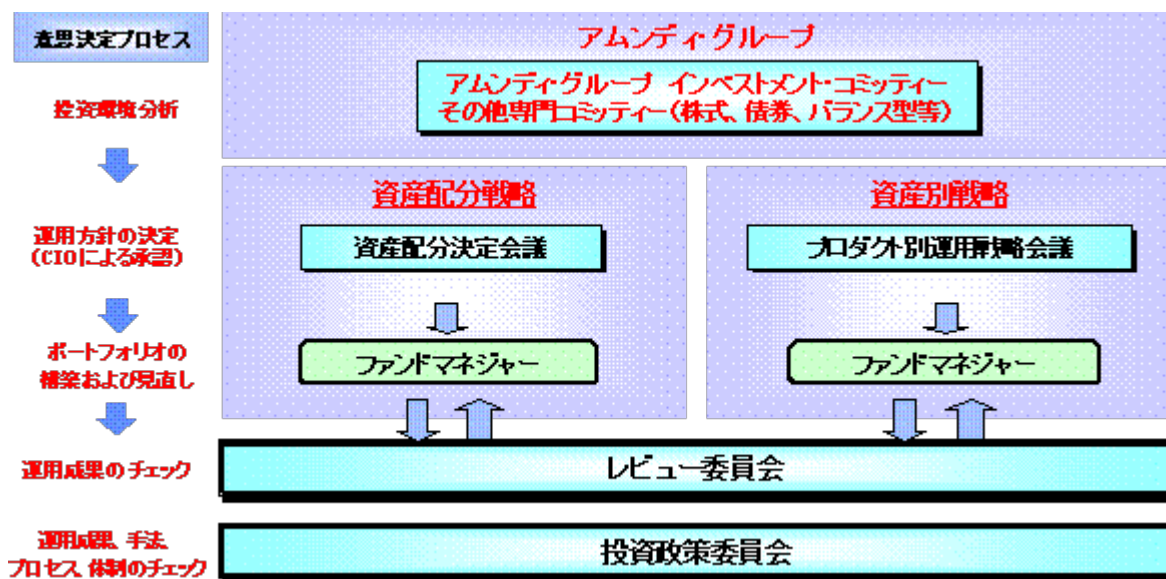
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディグループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果

果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成22年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	132	376,842
単位型公社債投資信託	3	4,016
追加型株式投資信託	129	1,252,286
追加型公社債投資信託	1	19,262
合 計	265	1,652,406

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2 有価証券		304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金 *1		-			850,000	
4 前払費用		73,159			46,715	
5 未収還付法人税等		220,066			-	
6 未収入金		21,409			-	
7 未収委託者報酬 *1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬 *1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬 *1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産		48,000			-	
11 立替金		18,097			37,211	
12 差入保証金		-			219,207	
13 その他 *1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金		4			-	
流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	97,726			2,185		
(2)器具備品 *2	132,384			52,785		
有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	13,317			11,690		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	618,262			312,532		
(2)関係会社株式	168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金 *1	850,000			-		
(4)長期未収入金	9,000			8,000		
(5)長期差入保証金	230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権	5,440			60		
(7)繰延税金資産	1,000			-		
(8)貸倒引当金	12,640			8,000		
投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金	*1	180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料	*1	219,436		445,389		
(3)その他未払金	*1	23,057		359,883	819,836	
4 未払費用	*1	161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		761	0.0		1,313	0.0
評価・換算差額等計		761	0.0		1,313	0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当期変動額（純額）	552
	当期末残高	1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 ――	同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 ――	(1) 消費税等 同 左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
---	---

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
--	--------------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)																																		
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	――																																		

（損益計算書関係）

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)								
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。								
	*3. 特別損失に含まれる関係会社株式評価損								

	関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。															
	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">本社</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>器具備品（絵画）</td></tr><tr><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">（減損損失の金額）</th></tr><tr><td>建物</td><td>86,802千円</td></tr><tr><td>器具備品（絵画）</td><td>68,399千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,202千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 480百万円

1株当たり配当額 200円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（リース取引関係）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 （2）リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 同 左 （2）リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品に関する注記）

第29期

（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
（2）関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
（3）未収委託者報酬	806,446	806,446	-
（4）未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
（5）有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
（6）未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第28期

（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	611,835	614,400	2,565
	（3）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,730	304,050	1,680
	（3）その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- 1．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル バン ク アンド トラスト ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セット マネジメント ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）
S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

（注）

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりました S G A M ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー(非上場)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	29,556	357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	1.41%	12.95%
その他	0.55%	0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

21.36%

77.30%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用の額

（単位：千円）

	第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）		第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）	
1株当たり純資産額	2,553.60円	1株当たり純資産額	2,630.19円
1株当たり当期純利益金額	90.81円	1株当たり当期純利益金額	76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株	

（重要な後発事象）

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第29期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(企業結合等関係)
当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。
合併の理由： 両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの
合併の概要： 合併する相手先の名称：CAAMJ 合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

		(単位：千円)	
		第24期	第25期
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	626,501	1,391,318	
前払費用	661,779	539,396	
未収入金	17,590	19,701	
未収委託者報酬	390,561	694,263	
未収収益	*1 74,644	*1 66,270	
繰延税金資産	372,728	555,962	
立替金	29,494	28,307	
未収還付法人税等	132,022	945	
未収消費税等	45,403	-	
その他	99	132	
流動資産合計	2,350,826	3,296,298	
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837	
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213	
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753	
有形固定資産合計	173,212	135,804	
無形固定資産			
ソフトウェア	9,871	6,102	
電話加入権	584	584	
無形固定資産合計	10,455	6,687	
投資その他の資産			
投資有価証券	19,036	11,041	
長期差入保証金	248,007	181,948	
長期前払費用	2,142	1,190	
関係会社株式	10,000	-	
繰延税金資産	586,032	-	
投資その他の資産合計	865,218	194,179	
固定資産合計	1,048,887	336,670	
資産合計	3,399,713	3,632,969	
負債の部			
流動負債			
リース債務	979	979	
預り金	23,335	78,111	
未払金	244,327	426,947	
未払手数料	196,354	355,815	
その他未払金	47,972	71,131	

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	352,446	596,551
繰越利益剰余金	352,446	596,551
利益剰余金合計	352,446	596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,528	498
評価・換算差額等合計	2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（ ）	576,409	177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（ ）	581,286	169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（ ）	610,215	194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失（ ）	799,390	596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失（ ）	799,390	596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 53,765千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 19,874千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 13,594千円 器具備品 38,053千円 リース資産 163千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,104千円 器具備品 67,876千円 リース資産 1,142千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
* 1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 * 2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の 撤回にかかる違約金です。	* 1 前期損益修正24,134千円は、グループ 会社の決算調整により発生した過年度 の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期	第25期
（自 平成20年4月 1日	（自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日）	至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計	5,051千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計	3,673千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
---	--

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位：千円）	1年超（単位：千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	784
合 計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	88,423	122,543
(2) 年金資産(千円)	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	41,690	37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	38,734	35,184
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	38,734	35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用(千円)(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	12,590	0

(注) 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）																												
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>1,010,267</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>173,408</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64,458</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,248,135</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>289,373</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>958,761</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	1,010,267	繰越欠損金	173,408	その他	64,458	繰延税金資産小計	1,248,135	評価性引当額	289,373	繰延税金資産合計	958,761	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>808,376</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>440,631</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57,402</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,306,410</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>750,447</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>555,962</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	808,376	繰越欠損金	440,631	その他	57,402	繰延税金資産小計	1,306,410	評価性引当額	750,447	繰延税金資産合計	555,962
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	1,010,267																												
繰越欠損金	173,408																												
その他	64,458																												
繰延税金資産小計	1,248,135																												
評価性引当額	289,373																												
繰延税金資産合計	958,761																												
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	808,376																												
繰越欠損金	440,631																												
その他	57,402																												
繰延税金資産小計	1,306,410																												
評価性引当額	750,447																												
繰延税金資産合計	555,962																												

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル セッتمان ネジメン トエス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

- ・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	投資顧問料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパアイティサービス	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）

アムンディ・エス・エー（非上場）

（注）

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
（重要な新株の発行及び資本金の減少）	（重要な株式交換）

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の用途

財務状態の強化。

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社（以下「NP」という）と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPIは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

- (1) 資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。
- (2) 資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。
- (3) 減少する資本金の額
500,000千円
- (4) 減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

- (1) 合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）
- (2) 合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務
- (3) 合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在
営業収益： 5,022,343千円
当期純利益： 184,379千円
総資産額： 8,185,607千円
総負債額： 1,873,149千円
純資産額： 6,312,459千円
- (4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日
- (5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併
- (6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社
- (7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。
- (8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコルS.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。
- (9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「親法人等」といいます。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「子法人等」といいます。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「親法人等」に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にとまなう定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	株式会社 りそな銀行
資本金	平成22年3月末日現在：279,928百万円
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金 (平成22年3月末日現在)	事業の内容
株式会社 りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 埼玉りそな銀行	70,000百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

参考情報

再信託受託会社の概要（平成22年3月末日現在）

名 称	： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	： 51,000百万円
資本構成	： 株式会社 りそな銀行 33.33%、住友信託銀行株式会社 33.33%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 33.33%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	： 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年 11月20日 有価証券届出書 提出
平成21年 11月20日 有価証券報告書 提出
平成22年 5月20日 半期報告書 提出
平成22年 5月20日 有価証券届出書の訂正届出書 提出
平成22年 7月 1日 有価証券届出書の訂正届出書 提出

独立監査人の監査報告書

平成21年10月13日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水守 理智 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成20年8月21日から平成21年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年10月13日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日本株オープンの平成21年8月21日から平成22年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日本株オープンの平成22年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。